

平成 19 年 3 月 2 日

各 位

会 社 名 日本セラミック株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼会長 谷口 義晴  
(コード番号 6929 東証第 1 部 大証第 1 部)  
問合せ先 取締役 総務部長 米澤 泰  
(TEL. 0857 - 53 - 3600 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 2 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 32 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株式の権利を制限することが可能となったことにより、単元未満株式の管理の効率化を図るため、権利を限定するための規定を新設するものであります(変更案第 10 条)。
- (2) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第 19 条)。
- (3) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第 28 条)。
- (4) その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ・当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め。
- ・当社は、株券を発行する旨の定め。
- ・当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行<del>う</del>。ただし、電子公告によることのできない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行<del>う</del>。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、8,000万株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、1単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行<del>う</del>。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 第11条に定める請求をする権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り及び買増し、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り及び買増し、届出の受理その他株式に関する取扱い並びに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、<u>議決権のある出席株主の議決権の過半数で決する。</u></p> <p>② <u>商法第343条の規定に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを<u>議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 <u>当会社の取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第16条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>)</p> <p>第19条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第20条 株主総会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表及び役付取締役)</p> <p>第20条 <u>当社は、取締役会の決議により代表取締役若干名を定める。</u></p> <p>② <u>当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>第21条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>② <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (条文省略) (報酬)</p> <p>第25条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金の額は、株主総会でこれを定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第26条 (条文省略) (監査役の選任)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>② <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 <u>当社の監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第25条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>② <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 <u>取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>第30条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第31条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条 (現行どおり) (監査役の選任方法)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(常勤監査役)	(常勤の監査役)
第29条 <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u>	第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>
(監査役会の招集通知)	(監査役会の招集通知)
第30条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)
② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
第31条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
(新設)	<u>(監査役会の議事録)</u>
	第38条 <u>監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u>
第32条 (条文省略)	第39条 (現行どおり)
(報酬)	<u>(監査役の報酬等)</u>
第33条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金の額は、株主総会でこれを定める。</u>	第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>
(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	<u>(会計監査人の選任)</u>
(新設)	第41条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の任期)</u>
	第42条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
	② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u>
	第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
第6章 計算	第7章 計算
(営業年度及び決算日)	(事業年度)
第34条 <u>当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算日とする。</u>	第44条 <u>当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</u>
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	第45条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u>
(利益配当金)	(期末配当の基準日)
第35条 <u>利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u>	第46条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u>
(新設)	② <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(<u>転換社債に関する事項</u>)</p> <p>第37条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金及び中間配当については、転換の請求が1月1日から6月30日までになされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までになされたときは7月1日に、それぞれ転換があったものとみなす。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 <u>利益配当金又は中間配当金が支払開始日から満3年を経過しても受領のないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年6月30日を基準日として中間配当を<u>する</u>ことができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第48条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年3月29日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成19年3月29日(木曜日)

以 上